

資産税ニュース

2013 年度税制改正(資産税)

Issue 11, April 2013



.....
2013年度税制改正に関する法律「所得税法等の一部を改正する法律案」が、2013年3月29日に国会で可決・成立し、翌日に公布されました。別段の定めがあるものを除き2013年4月1日より施行されています。このニュースレターでは、税制改正の内、資産税(相続税・贈与税等)に関する主要な部分の概要をお伝えします。

また、現時点においては改正税法に対応する政令や省令の改正が一部未了になっており、今後の政省令の追加の改正によって明らかになる部分があります点、ご了承ください。
.....

2013年3月29日に2013年度税制改正法案が可決・成立し、翌日に公布されました。

以下、資産税に関連する主な改正の項目をご紹介します。

1. 相続税
 - (1) 基礎控除の引き下げ
 - (2) 税率構造の見直し
 - (3) その他
 - 1) 小規模宅地等の特例の拡充
 - 2) 未成年者控除等の引き上げ
2. 贈与税
 - (1) 税率構造の見直し(暦年課税)
 - (2) 相続時精算課税の対象拡大
 - (3) 教育資金一括贈与の非課税措置
3. 国際関係
 - (1) 日本国籍を有しない非居住者に対する相続税・贈与税の課税対象拡大
 - (2) 国外財産調書制度における国外財産の定義の改正
4. 事業承継税制
5. 所得税関係

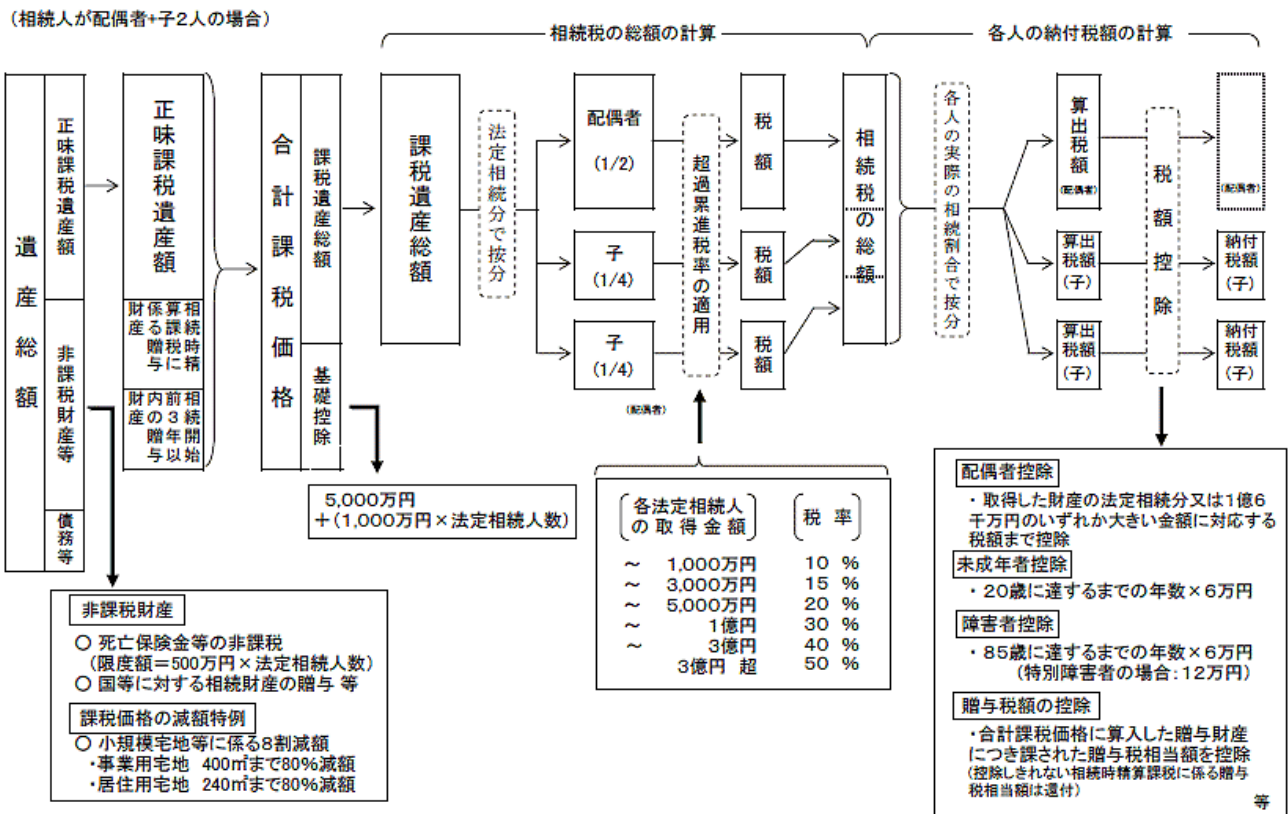
1. 相続税

(1) 基礎控除額の引き下げ

1) 改正の趣旨

現在(改正前)の相続税の仕組みは、下図の通りです。すなわち、合計課税価格から、基礎控除額を除いた課税遺産総額が相続税の計算の対象となるため、合計課税価格が基礎控除額の範囲内である場合には、相続税が課税されません。その結果として、現状の相続税の課税対象者の割合が4%程度にとどまっています。

現在の基礎控除額は、近年の地価下落にもかかわらず据え置かれていたことから、地価動向の推移に対応して課税ベースを拡大するため、基礎控除額の引き下げが行われました。



(出典：財務省ウェブサイト)

2) 改正の概要

| | 改正前 | 改正後 |
|-------|------------------------------|----------------------------|
| 基礎控除額 | 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人数) | 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人数) |

3) 適用時期

上記の改正は、2015年1月1日以後の相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(2) 税率構造の見直し

1) 改正の趣旨

最高税率の引き下げを含む累進構造の緩和が行われてきており、相続税の資産再配分機能の低下につながっているため、税率構造の見直しが行われました。

2) 改正の概要

【相続税の速算表】

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|------------|-----|----------|------------|-----|----------|
| 課税標準 | 税率 | 控除額 | 課税標準 | 税率 | 控除額 |
| 1,000 万円以下 | 10% | — | 1,000 万円以下 | 10% | — |
| 3,000 万円以下 | 15% | 50 万円 | 3,000 万円以下 | 15% | 50 万円 |
| 5,000 万円以下 | 20% | 200 万円 | 5,000 万円以下 | 20% | 200 万円 |
| 1 億円以下 | 30% | 700 万円 | 1 億円以下 | 30% | 700 万円 |
| 3 億円以下 | 40% | 1,700 万円 | 2 億円以下 | 40% | 1,700 万円 |
| — | — | — | 3 億円以下 | 45% | 2,700 万円 |
| 3 億円超 | 50% | 4,700 万円 | 6 億円以下 | 50% | 4,200 万円 |
| — | — | — | 6 億円超 | 55% | 7,200 万円 |

3) 適用時期

上記の改正は、2015 年 1 月 1 日以後の相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(3) その他

1) 小規模宅地等の特例の拡充

相続税の基礎控除の引き下げ、最高税率の引き上げおよび税率構造の見直しがされましたが、個人の土地所有者の居住や事業の継続に配慮する観点から小規模宅地等の特例について、限度面積の拡大と居住用と事業用の完全併用が可能となる等の拡充がされています。

(改正の概要)

- ① 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を現行の 240 ㎡から 330 ㎡に拡充する。
- ② 特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用等宅地等および特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能とする。なお、貸付事業用宅地等については現行通りの調整を行う。
- ③ いわゆる二世帯住宅で、被相続人およびその親族が各独立部分に居住していた場合には、その親族が相続または遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等のうち、被相続人およびその親族が居住していた部分に対応する部分を特例の対象とする。
- ④ 老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等であっても、入所が介護の必要によるものであり、当該家屋が賃貸等されていない場合は、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして特例を適用する。

(適用時期)

①および②の改正は2015年1月1日以後、③および④の改正は2014年1月1日以後の相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

2) 未成年者控除等の引き上げ

相続税の基礎控除の引き下げ、最高税率の引き上げおよび税率構造の見直しがされましたが、一方で未成年者や障害者に配慮する観点から、未成年者控除と障害者控除の引き上げがされています。

| | 改正前 | 改正後 |
|---------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 未成年者控除額 | 6万円×20歳に達するまでの年数 | 10万円×20歳に達するまでの年数 |
| 障害者控除額 | 6万円(特別障害者:12万円) ×85歳に達するまでの年数 | 10万円(特別障害者:20万円) ×85歳に達するまでの年数 |

(適用時期)

上記の改正は、2015年1月1日以後の相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

2. 贈与税

贈与税の最高税率を相続税に合わせる一方で、高齢者の保有する資産を現役世代により早期に移転させ、その有効活用を通じて「成長と富の創出の好循環」につなげるため、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造の緩和、相続時精算課税制度の対象拡大、教育資金一括贈与の非課税措置等の改正が行われました。

(1) 税率構造の見直し(暦年課税)

1) 改正の概要

【贈与税(暦年課税)の速算表】

| 改正前 | | | 改正後 | | | | | |
|------------|-----|-------|------------|-----|-------|------------------------|-----|-------|
| すべて | | | 一般 | | | 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合 | | |
| 基礎控除後の課税価額 | 税率 | 控除額 | 基礎控除後の課税価額 | 税率 | 控除額 | 基礎控除後の課税価額 | 税率 | 控除額 |
| 200万円以下 | 10% | — | 200万円以下 | 10% | — | 200万円以下 | 10% | — |
| 300万円以下 | 15% | 10万円 | 300万円以下 | 15% | 10万円 | 400万円以下 | 15% | 10万円 |
| 400万円以下 | 20% | 25万円 | 400万円以下 | 20% | 25万円 | 600万円以下 | 20% | 30万円 |
| 600万円以下 | 30% | 65万円 | 600万円以下 | 30% | 65万円 | 1,000万円以下 | 30% | 90万円 |
| 1,000万円以下 | 40% | 125万円 | 1,000万円以下 | 40% | 125万円 | 1,500万円以下 | 40% | 190万円 |
| — | — | — | 1,500万円以下 | 45% | 175万円 | 3,000万円以下 | 45% | 265万円 |
| 1,000万円超 | 50% | 225万円 | 3,000万円以下 | 50% | 250万円 | 4,500万円以下 | 50% | 415万円 |
| — | — | — | 3,000万円超 | 55% | 400万円 | 4,500万円超 | 55% | 640万円 |

2) 適用時期

上記の改正は、2015年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

(2) 相続時精算課税の対象拡大

1) 改正の概要

| | 改正前 | 改正後 |
|-----|-------------|-----------------|
| 贈与者 | 65歳以上 | 60歳以上 |
| 受贈者 | 20歳以上の推定相続人 | 20歳以上の推定相続人および孫 |

2) 適用時期

上記の改正は、2015年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

(3) 教育資金の一括贈与に係る非課税措置(新設)

1) 概要

30歳未満の受贈者の教育資金に充てるために、その直系尊属(父母、祖父母、曾祖父母等)が金銭を拠出して金融機関等に信託等した場合、受贈者1名につき1,500万円(学校等以外に支払う金銭は500万円が限度)までは贈与税が非課税となります。教育資金とは、学校または学校以外の者に支払われる金銭で、文部科学大臣が定めるものになります。

また、この特例の適用を受けるに当たっては受贈者が一定の非課税申告書を提出したり、払い出した金銭を教育資金に充当したことの証憑を金融機関に提出したりといった手続き等が必要になります。また、受贈者が30歳に達した際に残額がある場合には、残額についてはその時点で贈与があったものとして贈与税が課税されます。

2) 適用時期

2013年4月1日から2015年12月31日の金銭の拠出(教育資金の贈与)に限り適用されることとされており、3年間の時限的措置になっています。

3) 参考情報

本非課税措置にかかる具体的な取扱い等については、国税庁資産課税課より「『直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するQ&A』について(情報)」が2013年4月1日付で発遣され、同18日より国税庁ウェブサイトにて公表されています。

3. 国際関係

(1) 日本国籍を有しない非居住者に対する相続税・贈与税の課税対象拡大

1) 改正の概要

日本国籍を有しない非居住者が、日本居住者から相続もしくは遺贈または贈与により国外財産を取得した国外財産を、相続税または贈与税の課税対象に加えます。

【現行の課税対象】

| 相続人・受贈者 被相続人・贈与者 | | 国内に 住所あり | 国内に住所なし | | |
|---------------------|----------|------------------|--------------|-------------|--------------|
| | | | 日本国籍あり | | 日本国籍 なし |
| | | | 国外居住 5年以下 | 国外居住 5年超 | |
| 国内に住所あり | | 国内・国外財産 ともに課税 | | | 国内財産 のみ課税 |
| 国内に 住所なし | 国外居住5年以下 | | | | |
| | | | 国外居住5年超 | | |

【改正後の課税対象】

| 相続人・受贈者 被相続人・贈与者 | | 国内に 住所あり | 国内に住所なし | | |
|---------------------|----------|------------------|--------------|-------------|--------------|
| | | | 日本国籍あり | | 日本国籍 なし |
| | | | 国外居住 5年以下 | 国外居住 5年超 | |
| 国内に住所あり | | 国内・国外財産 ともに課税 | | | 改正 |
| 国内に 住所なし | 国外居住5年以下 | | | | 国内財産 のみ課税 |
| | | | 国外居住5年超 | | |

なお、当該改正の趣旨は、日本居住者である財産家の子や孫に外国籍を取得させ、海外居住している間に国外財産（たとえば海外預金、外国公社債等）を贈与するといった租税回避スキームへの対応といわれています。

2) 適用時期

上記の改正は2013年4月1日以後に相続もしくは遺贈または贈与により国外財産を取得する国外財産に係る相続税または贈与税について適用されます。

(2) 国外財産調書制度における国外財産の定義の改正

1) 改正の趣旨

国外財産調書制度とは、日本居住者が年末時点で国外財産を 5,000 万円超保有している場合、自ら国外財産調書(保有国外財産の内訳明細)を作成して所轄税務署長に提出するという制度であり、2013 年 12 月 31 日の国外財産調書から適用が予定されています。

このうち株式や公社債については、発行人の本店所在地等により国外財産か国内財産かを判定することになっているため、日本の証券会社等の口座で外国公社債や外国株式を保有している場合でも、国税当局が法定調書や調査等により内容を把握可能であるにもかかわらず、国外財産として申告が必要でした。制度の趣旨と対象者の事務負担の軽減を考慮して、有価証券については管理地(口座の所在地)により判定することとなります。

2) 改正の概要

- ・ 国内にある金融機関の口座において管理されている外国有価証券(外国法人等の発行する株式や公社債等)は国外財産から除外する。
- ・ 国外にある金融機関の口座において管理されている国内有価証券(内国法人等の発行する株式や公社債等)は国外財産に加える。

3) 適用時期

2014 年 1 月 1 日以後に提出すべき(2013 年 12 月 31 日の国外財産を記載した)国外財産調書から適用されます。

4) 参考情報

本制度の取扱いにかかる通達「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(国外財産調書関係)の取扱いについて(法令解釈通達)」が国税庁長官より 2013 年 3 月 29 日に発遣され、同 4 月 18 日より国税庁ウェブサイトにて公表されました。国外財産の価額、見積価額についての例示、その他の取扱いが示されています。

4. 事業承継税制

1) 改正の趣旨

事業承継税制とは2009年度の税制改正で導入された制度であり、一定の要件を満たす事業承継を行う場合には、非上場株式の贈与または相続について、その贈与税または相続税の一部の納税を猶予するという制度です。多くの要件を充足しなければならないため、制度の適用数は決して多くはありませんでしたが、その要件の一部を緩和すること等により制度適用を促進しつつ、適正な課税を確保するための見直しをしています。

2) 改正の概要

改正項目の内、主な内容は以下のとおりです。

| 項目 | 改正前 | 改正後 |
|-----------------------|---|---|
| (要件の緩和) | | |
| 経営承継人(後継者)の資格 | 前経営者の親族に限定 | 親族以外の一定の者も可 |
| 贈与者(前経営者)の要件 | 贈与時において役員を退任済み | 贈与時において代表権を有さず |
| 事業継続(従業員数要件) | 認定後 5 年間は常に雇用の 8 割を維持 | 認定後 5 年平均で 8 割を維持 |
| 経済産業大臣の事前確認 | 必要 | 不要 |
| (適正な課税の確保) | | |
| 資産保有型・運用型会社による上場株式の保有 | 制限なし | 発行済株式総数の 3%以上を保有する場合、上場株式相当額は猶予しない |
| 制度適用できる資産保有型・運用型会社の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事使用従業員数が 5 人以上 ・ 販売・資産貸付といった事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者と生計一の親族は人数から除外 ・ 後継者の同族関係者への資産貸付は除外 |

3) 適用時期

2015年1月1日以後に開始する相続もしくは遺贈または贈与による取得する財産に係る相続税または贈与税について適用されます。

5. 所得税関係

(1) 所得税の最高税率の見直し

2015年分以後の所得税より、課税総所得金額4,000万円超について45%の税率を設けることとされています。

| 課税総所得金額 | 適用税率(注) | 控除額 |
|-------------------|---------|------------|
| | 改正後 | |
| ～ 195万円 | 5% | 0円 |
| 195万円超～ 330万円 | 10% | 97,500円 |
| 330万円超～ 695万円 | 20% | 427,500円 |
| 695万円超～ 900万円 | 23% | 636,000円 |
| 900万円超～ 1,800万円 | 33% | 1,536,000円 |
| 1,800万円超～ 4,000万円 | 40% | 2,796,000円 |
| 4,000万円超 | 45% | 4,796,000円 |

(注)2013年分の所得から復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)が課されます。また、所得税とは別に住民税(税率10%)が課されます。

(2) 金融所得課税の一体化に係る所得税課税の見直し

金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等および株式等に係る、2016年1月1日以後の所得に対する課税について見直しが行われました。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル 15階

電話：03-5251-2400(代表) <http://www.pwc.com/jp/tax>

| | | | |
|--------|-----------|---------------|------------------------------|
| パートナー | 小林 和也 | 03-5251-2752 | kazuya.kobayashi@jp.pwc.com |
| | 遠藤 浩二郎 | 03-5251-2443 | kojiro.endo@jp.pwc.com |
| マネージャー | 山田 盛人 | 080-4104-5411 | morito.yamada@jp.pwc.com |
| | 塩谷 洋子 | 080-3592-6068 | yoko.shionoya@jp.pwc.com |
| | 鈴木 宏子 | 080-3592-6100 | hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com |
| | 深田 かおり | 080-4104-5412 | kaori.fukada@jp.pwc.com |
| | 濱岡 佳孝(大阪) | 06-7670-0952 | yoshitaka.hamaoka@jp.pwc.com |

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約470人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界158カ国におよぶグローバルネットワークに180,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2013 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。